

第3回 高齢運転者交通事故防止対策に関する有識者会議  
「高齢者の特性等に応じたきめ細かな対策の強化に向けた  
運転免許制度の在り方等に関する調査研究」分科会  
議事概要

1. 開催日時等

- ・開催日時：平成30年10月12日（金）13：00～15：30
- ・開催場所：合同庁舎2号館18階 警察庁第4会議室
  
- ・有識者委員  
早稲田大学名誉教授 石田敏郎（座長）  
東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 鎌田実  
武蔵境自動車教習所副管理者 河内勝良  
千葉大学名誉教授 鈴木春男  
豊島自動車練習所副管理者 外村謙二  
全日本指定自動車教習所協会連合会教習教育部長 平井克昌  
中央大学大学院法務研究科教授 藤原静雄  
警視庁交通部運転免許本部運転者教育課長 箕輪浩之【代理出席：疋田秀夫】  
警察庁交通局交通企画課長  
警察庁交通局運転免許課長  
警察庁交通局運転免許課高齢運転者等支援室長
  
- ・ヒアリング対応者  
交通事故総合分析センター主任調査員 木下義彦  
富山県警察本部交通部運転免許センター副センター長 河崎正行

## 2. 議事進行

### 2.1. 開会

※事務局より開会を宣言。

### 2.2. 議事

各委員からの主な意見等については、次のとおり。

#### (1) 実車試験関係

##### ア 実車試験を行う場合の対象者と選定基準

- ・高齢者講習の実車指導において危険な行為があった者や、繰り返し同じ間違いをするような者は、運転継続は難しいため、実車試験の対象とするべきである。
- ・実車指導時の運転行動をみる限り、対象者の選定の基準として、特に一時停止と進路変更の成否を確認することが重要ではないか。また、繰り返し指導を行い課題の内容を理解した上での行動や失敗を基に評価することも考えられる。
- ・高齢者講習における実車指導が、実車試験の対象者を選定する入口として位置付けられる場合、受講者の心理的負担に配慮することが重要である。
- ・実車試験の対象者をスクリーニングする方法として、運転シミュレーターの活用を検討してもよい。

##### イ 実車試験を行う場合の内容

- ・実車試験の内容については、高齢者講習の実車指導の内容を基に検討してはどうか。

##### ウ 実車試験と認知機能検査・高齢者講習との関係

- ・高齢者の負担軽減のために、高齢者講習の運転行動によって認知機能検査等を簡素化するという発想もある。ただし、運転行動を確認するのみで、例えば、認知機能検査を省略できると判断可能か。また、運転行動が認知機能と身体機能のいずれの低下によるものかを見定めるのは簡単ではない。
- ・認知機能の低下はいつ発生するか分からないため、一見して安全な運転を行う者に対しても、認知機能検査を行う意義がある。
- ・認知機能検査は、認知症かどうかを判断する一つの機会として、社会的な需要がある。
- ・一方で、一部の高齢者には、一定の年齢以上の者に一律に認知機能検査を実施していることに抵抗感を抱く方もいる。こうした社会的情勢も踏まえて制度の検討を進めることが重要である。
- ・将来的には、運転に自信のある高齢者向けの講習を選べるようにするなど、講習等の合理化等を図ることも考えられる。
- ・実車試験を行うとしても、そのスクリーニングや実車試験そのものをいつ行うかという問題があり、考え方として、認知機能検査、高齢者講習（実車指導）、実車試験（必要な者に実施）という順番と、高齢者講習（実車指導）、実車試験（必要な者に実施）、

認知機能検査、高齢者講習（その他）という順番の2つがある。後者の場合は、高齢者講習の実施機関側の負担が大きくなるのではないか。

#### エ その他

- ・実車試験を行う場合、実施後から運転免許の取消しまでに要する時間や、その期間中に運転免許を有効とするか等の検討も必要となる。

### (2) 限定条件付免許関係

#### ア 限定条件を付す場合の考え方

- ・自主的な申請に基づく限定条件付免許を導入したとしても、メリットがなければ普及は進まない。富山県警の事例のように、自主的に取り組めばよい。「自主的な」ものよりも、厳密に制度を作る議論をしっかりとした方が有益ではないか。
- ・公安委員会による強制的な処分としての限定条件付免許を導入するに当たっては、データ分析や社会的受容性を踏まえて検討する必要がある。
- ・最終的には、公安委員会による強制的な処分としての限定条件付免許が最終的なゴールだと思う。しかしながら、そこには確かに超えなくてはならない壁が多く、当面は、自主的な申請に基づく限定条件付免許が有効ではないか。
- ・自主的な申請に基づく限定条件付免許を持つ者に与えられる具体的なメリットとして、例えば、高齢者講習が簡素化される、駐車場に優遇制度があるといったものがあるのではないか。

#### イ 限定条件の内容

- ・限定条件の内容については、高齢運転者の交通事故の分析データも踏まえて検討する必要がある。例えば、同乗者の存在は、高齢運転者の事故リスクの低減につながると期待できる。
- ・小型モビリティ等による低速度での運転は、事故の回避可能性を高め得るほか、衝突した際の被害軽減にもつながることから、速度を限定する条件も効果的ではないか。ただし、円滑な交通流を乱す可能性があることも踏まえて検討する必要がある。
- ・小さい車は衝突した場合危ないほか、速度だけで物事が全て決まるわけではない。速度のコントロールは重要である一方、それを優先的に限定とするのはいかなものか。

#### ウ 「安全運転サポート車」限定免許

- ・現在の自動ブレーキでは、高齢運転者による死亡事故の多くを占める出会い頭衝突や正面衝突による事故を十分に防ぐことができない。「安全運転サポート車」限定免許の導入に当たっては、このような客観的なデータをもとに議論する必要がある。
- ・先進安全技術は、現在も技術開発の途上にあることから、「安全運転サポート車」限定免許の導入は難しい問題があり、技術の開発状況を注視しつつ検討する必要がある。

### 2.3. 閉会

(以上)